

第 22 回

熊本県議会

水俣病対策特別委員会会議記録

平成21年6月24日

開 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

平成21年6月24日（水曜日）

午後1時30分開議

午後2時12分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 3月13日の特別委員会以降の水俣病被害者対策について
- (2) 閉会中の継続審査事件について
- (3) その他

出席委員（14人）

委員長 西岡 勝成
 副委員長 前川 収
 委員 倉重 剛
 委員 児玉 文雄
 委員 松村 昭
 委員 村上 寅美
 委員 渡辺 利男
 委員 中原 隆博
 委員 馬場 成志
 委員 大西 一史
 委員 氷室 雄一郎
 委員 鎌田 聡
 委員 吉永 和世
 委員 池田 和貴

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長 駒崎 照雄
 次長 横田 堅
 次長 谷崎 淳一

首席環境生活審議員兼

環境政策課長 園田 素士
 環境保全課長 宮下 勇一
 水環境課長 小嶋 一誠

水俣病保健課長 野田 正広

水俣病審査課課長 寺島 俊夫

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 野白 三郎
 政務調査課主幹 坂本 道信

午後1時30分開議

○西岡勝成委員長 ただいまから第22回水俣病対策特別委員会を開催いたします。

なお、本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

特別委員会改選後、本年度初めてとなる委員会を19日に開催をいたしましたけれども、緊急にお集まりをいただいたということもあり、執行部の紹介ができませんでしたので、まずは執行部職員の自己紹介をお願いいたします。

課長以上の職員の方は、自席からそれぞれお願いをいたします。

なお、委員のお手元には関係部課長の職員名簿をお配りしてあります。

それでは、環境生活部長から順にお願いいたします。

（環境生活部長～水俣病審査課長の順に自己紹介）

○西岡勝成委員長 次に、執行部を代表して、駒崎環境生活部長からごあいさつをお願いいたします。

○駒崎環境生活部長 それでは、執行部を代表いたしまして、一言ごあいさつを申し上げます。

県議会におかれましては、水俣病問題の解決を県政の最重要課題と位置づけ、取り組んでいただいております。患者県債のころから、

長年にわたってたくさんの御尽力をいただいていますことに改めて感謝を申し上げます。

これまでに幾度となく意見書や要望書として議会の意思をまとめていただき、解決に向けて、国などへ精力的に働きかけていただきました。一方ならぬ御尽力を賜り、感謝申し上げます。

特に、先日の水俣病対策特別委員会では、緊急に要望書を取りまとめていただきました。本会議で議決された翌日の23日には、今国会での法律成立について、関係国会議員に各党派代表の委員の方々が直接訴えていただきました。重ねてお礼を申し上げます。

私ども執行部の取り組みについてはごく簡潔に申し上げます。

これまで、県議会の強力な御支援をいただきながら、被害者の方々の一日も早い救済の実現に精いっぱい努力してまいりました。

特に、今国会の会期末が迫った先月末には、知事が、現地での活動の後上京して、与野党の方々に地元の声を伝えました。今国会で特別法を成立させてもらいたい旨強く要請したところでございます。また、チッソの後藤会長にも会いまして、分社化後もぜひ地元での事業を継続するよう求めたところでございます。また、その後も、地域指定解除に係る条文の削除など具体的な点につきまして、知事が直接与党に申し入れを行ったところがございます。

知事が本会議で答弁しましたように、この機を逃しますとチャンスを逃してしまいます。法案をまとめていただくことが何より優先されるべきことではないかと考えております。

きのうの与野党協議では、与党案に対する民主党側からの修正案が出されましたが、それについての結論は持ち越されております。残念ながら合意には至っておりませんが、後ほど説明申し上げますように、その後の新たな動きも出てきております。

今後も協議は続けられるようでありますので、引き続き期待を込めて取り組んでまいります。県議会の皆様には、より一層のお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○西岡勝成委員長 それでは、議論に入ります前に、前回の委員会以降の経緯につきまして、後ほど執行部の方からも説明がありますけれども、私の方から、23日の与野党への要望等について、簡単に御報告させていただきたいと思っております。

22日の本会議において全会一致で決議された水俣病被害者救済法の早期成立に関する要望書については、23日に、私と前川副委員長、そして、各党派を代表して、渡辺委員、大西委員、氷室委員が上京し、関係国会議員に対して要望活動を行ってまいりました。

私の方からは、県議会では、救済を求められておられる方々を一日も早く救済しなければならないとの強い思いで、超党派で早期救済の実現に向けて全力で取り組んできた、被害者の方々が高齢化している現状を直視したとき、今国会における法律の成立が何としても必要である、与野党におかれても、党派を超えて、被害者の救済を最優先するとの見地に立ち、今国会で法律をぜひとも成立させていただきたいと強く訴えてまいりました。

お会いした国会議員からは、与野党を問わず、被害者の早期救済の思いは一致している、何とか一致点を見出したいとの話もありましたし、また、地元の県議会が全会一致でこの要望書を決議されたことに対して非常に重みがあるというような話をされておりました。

要望直後に行われました与野党協議の状況につきましては、執行部から報告をしていただきたいと思います。

それでは、議題に入ります。

水俣病被害者対策に関する状況について、執行部から報告を受けた後、質疑を行いたい

と思います。

それでは、説明資料に基づきまして、野田水俣病保健課長、寺島水俣病審査課長並びに園田環境政策課長に説明をお願いします。

○野田水俣病保健課長 水俣病保健課長でございます。

お手元の説明資料の1ページをお願いいたします。

まず、前回の特別委員会以降、3月13日以降の主な水俣病対策の経緯でございます。

3月16、17日で、知事が与党及び民主党の国会議員に対して早期実現のための取り組みを要請しております。

3月23日、県議会本会議におきまして、水俣病被害者救済法の早期成立に関する意見書が議決をされました。

それを受けまして、31日に、県議会の水俣病対策特別委員会の正副委員長及び各会派の関係議員の皆様方が、与党及び民主党へ意見書を提出し、今国会における党派を超えた議決による救済策の実現の要請活動を行っていただいております。

続きまして、4月17日に、民主党から、いわゆる民主党案と言われるものが参議院に提出をされております。

4月24日から第1回与野党協議が行われ、昨日まで6回の与野党協議が行われたところでございます。

4月29日から30日にかけて、民主党水俣病対策作業チームが来熊されまして、被害者団体、県議会、知事と意見交換を行っていただいております。

続きまして、5月26、27日に、知事が現地に入りまして患者さん宅を訪問するとともに、被害者団体など各団体との意見交換を行い、翌日の5月29日に、その地元の声を携えまして、与党、民主党の国会議員の先生方に対して、早期実現のための双方の歩み寄りによる法律の成立を要請したところでございま

す。また、後藤会長とも面談をし、後藤会長から、分社化後も水俣を出ていくことは考えていないと、そういう表明があったところでございます。

それから、6月11日に、山場に達したということで、知事が園田座長に3点要請をしております。1点目が、法案から地域指定解除の条項を削除することでございます。2点目が、チッソの水俣での存続を厳格に定めること、3点目が、保健手帳が継続的に使えるよう明記することと。

それを受けまして、翌6月12日の第5回の与野党協議におきまして、与党側から修正案が出ております。後ほど詳しく説明をさせていただきます。

6月22日、県議会の本会議におきまして、水俣病被害者救済法の早期成立に関する要望書が全会一致で議決をいただいたところでございます。

翌23日に、委員長以下、要望活動をしていただきました。それとあわせて、与野党協議が行われまして、民主党から、今度は与党に対して与党法案の修正要求というのが出されたというのが、きのうまでの状況でございます。

続きまして、与党及び民主党の法案と与野党協議の状況につきましてでございますけれども、一応これにつきましては、資料の別冊を用意しておりますので、A3の広い用紙があるかと思います。こちらの方で説明をさせていただきます。

一応左の方から、与党の当初案と与党の修正案、続きまして、民主党の修正案、一番右が民主党の提出された法案ということで主な点を書いております。

与党の当初案につきましては、以前説明をさせていただいておりますので、この点については説明を省略させていただきます。まず、一番右側の民主党の法案、当初案でございます。これについて概略を説明させていただきます。

ます。

まず、国、県の責任につきましては、前文に、最高裁判決を重く受けとめ、その原因企業のみならず、国及び関係する県も責任を負うという記載がございます。

救済の対象につきましては、5点ほど書いてございます。

四肢末梢優位又は全身性の触覚又は痛覚の感覚障害、口周辺の触覚又は痛覚の感覚障害、舌の二点識別覚の障害等、5つの事柄がここに記載をされております。

続きまして、診断方法のところですが、これにつきましては、主治医の診断書を尊重するというふうになっております。

続きまして、一時金の額です。

300万円という形になっております。費用負担につきましては、まず、国が先に支弁し、そしてその後、県及びチッソに求償する、支払いを求めるといふ、そういう形になっております。

療養手当につきましては、入院、通院などの日数に応じ、2万3,000円から3万5,900円となっております。

医療費につきましては、自己負担分を支給となっております。

続きまして、申請期間につきましては、法施行日から起算して5年以内となっております。ただし、括弧の内容がございまして、施行日以降に特定疾病にかかった者は、かかったと認められる日の翌日から起算と。この5年を翌日から起算という形になっております。

チッソの分社化、地域指定解除、あるいは地域振興については、法案に明記はございません。

調査研究につきましては、一応国が積極的に速やかに実施するといったような感じの項目がございます。

一応以上が民主党案の当初に出された民主党案でございます。

続きまして、与党の修正案というものを説明させていただきます。

左から2つ目でございます。

6月12日の与野党協議の場で与党の方から出されました修正案で、内容が5点でございます。

最初は、国、県の責任を明確化するというところで、前文の中に、最高裁判決で国及び熊本県は責任を認められたところであり、政府として責任を認め、おわびしなければならないということを入るといふものでございます。

続きまして、救済の対象でございます。

救済の対象としましては、与党案、当初四肢末梢優位の感覚障害を有する者となっておりますが、括弧書きでございまして、四肢末梢優位の感覚障害を有する者に準ずる者を含むということで、準ずる者を含むということで広がっております。

続きまして、新保健手帳のところでございます。

名称を変えて、水俣病被害者手帳という名称を変えて、法律で位置づけるというふうになったところがございます。

続きまして、チッソの分社化でございます。

これにつきましては、条件の厳格化というか、そういった形になってございまして、環境大臣の事業再編計画の認可条件としまして、事業会社、いわゆる分社化した後の子会社といひますか、事業会社の事業計画が地域経済の振興及び雇用の確保に資するものであることということで、そういう厳格化されたものとなっております。

続きまして、地域指定の解除につきましては、これにつきましては案が2案示されました。案の1の方でございますが、救済されることが確定してからおおむね2年を目途に、指定を解除ということで、すぐじゃなくて、2年後を目途に解除するというのが案の1でございます。

案の2につきましては、地域指定等の解除という言葉削除しまして、あとう限りすべて救済されることが確定した後、水俣病問題の最終解決の実現に伴う必要な措置を講ずるものという形になっております。

なお、案の1、2ともに、関係地方公共団体の長だけではなく、地域住民の意見を広く聞くという規定も両方に挿入されたというところでございます。これは12日に示された与党の修正案でございます。

続きまして、その隣にございます民主党の修正案、きのう出されたやつでございます。一応項目で言うと8点ほどございます。

1番目に、まず前文でございます。前文については、民主党の法案のやつをそのまま採用するというものでございます。

2番目のところに、最終解決に向けた取り組みのところでございますが、与党案で4点ございました。そのうちの4番目の補償法に基づく水俣病新規認定等の終了のかわりに、関係事業者が排出したメチル水銀による環境汚染を将来にわたり防止するための必要な措置の実施ということに、ここは変わっております。

続きまして、救済の対象でございますが、ここは、民主党のこの5つ書いてございます。これをすべて法案に入れてもらいたいという点でございます。

そして、その次の段階でございますが、与党案で、認定申請、訴訟の提起をしている者などを救済措置の対象としないという条項がございますが、この条項を削除するというものでございます。

それから、2つほど下がりまして、一時金とその次の療養手当については、これは別途協議するというものでございます。

それから、またもう1つ飛びまして、申請期間については、与党の当初案に、3年以内を目途に救済措置の対象者を確定するという項目がございます。この条項を削除するとい

うものでございます。

チッソの分社化の扱いでございますが、これにつきましては、関係事業者の指定も、救済の終了及び市況の好転まで暫時凍結するというものでございます。与党案では、分社化をしますに、まず一番最初に、関係事業者の指定というのが最初に出ております。その後、事業再編計画、あるいは事業譲渡、株式譲渡と4つの段階ございますけれども、その一番最初の関係事業者の指定、これ自体が救済の終了まで凍結というような形になっているものでございます。

続きまして、地域指定の解除でございますけれども、この条項そのものをすべて削除するというものでございます。

調査研究につきましては、民主党法案の調査研究の条項を入れてくれというものでございます。

一番最後の附則の部分でございますが、これは環境大臣に申請ができるという規定のものでございます。そのところを、自民党案はおおむね3年ということで24年12月31日となっておりますものを、期限を設けなくて当分の間というのが一応民主党案の内容でございます。

なお、一応きのう——最後に、国からの情報でございますが、きのう一応もう新聞に載りましたので皆さん御存じかと思いますが、実は、きのう自民党の大島国対委員長、民主党の山岡国対委員長が話をされまして、一応合意事項としましては、中身については現場の意見も聞くけれども、国対同士で連絡を取り合ってやっていこうと、そういうことが合意されたということで、その後、大島国対委員長からの話によりますと、一応今国会で決着させたいと。園田先生もいろいろ対応されてきたが、のめなかつたので、上のレベルでということになったと。今後は、野党3党で、柔軟に、どういう点をどうするかというようなことを言ってほしいと。山本国対委員長は、

あしたから鳩山代表を含めて検討すると、そういうふうにおっしゃっていたということで、それを受けて、自民党、我々も検討していくと、そういうお話をされたということでございます。

一応私の方からの説明につきましては以上でございます。

○西岡勝成委員長 次に、寺島水俣病審査課長。

○寺島水俣病審査課長 続きまして、水俣病審査課の方から説明をさせていただきます。着座で。

○西岡勝成委員長 どうぞ、お座りください。

○寺島水俣病審査課長 資料の2ページの方をお開きいただきたいと思います。

水俣病審査課の方は、認定業務、それから裁判の状況について御説明を申し上げます。

3番でございます。認定業務の状況でございます。

(1)申請の状況につきましては、最高裁判決以降、認定申請者数は3,779名、5月31日現在でございます。

(2)検診の状況でございます。

検診につきましては、医療機関、水俣市立の医療センター、それから、東京、名古屋、大阪の病院の方でそれぞれ委託検診をお願いしておりますほかに、県の方で直接先生の方をお願いする派遣医師という形で、水俣市の医療センターの一部場所をお借りしまして、そこで検診もあわせてお願いしているということで、検診の促進に努めております。

(3)でございます。

認定審査会の開催、平成21年2月に開催した認定審査会におきましては、最高裁判決以降の認定申請者50名の審査を行いまして、4月22日に38名の棄却相当の答申、あと、残り

の12名は答申保留ということで、継続的にまたこれから審査をしていくということでございますけれども、12名の答申保留がございしますが、そういう形で答申が出されております。

なお、現時点で、今お話ありましたとおり、与野党間の協議がなされておりました、新救済策の中における対象者の範囲というののははっきり決まっておきませんので、棄却相当の方が救済対象から外れる可能性もございしますので、棄却相当の方に不利益を生じさせる恐れがあるということで、知事の処分につきましては、現時点で当面見合わせております。ただ、今後も審査会の方を開いた場合に認定相当の答申が出ることもございますので、その場合は速やかに県として認定の処分を行うという形になります。

そういったことから、認定審査会につきましては、これからも、今後、円滑な運営、いわゆる着実な推進を図ってまいりたいと思っております、ここにはちょっと書いてございませんけれども、次回の審査会の日程が決まりましたので、ここで御報告をさせていただきます。6月28日、日曜日に開催を予定しております。御報告をあわせていたします。

続きまして、4番でございますけれども、水俣病に関する裁判の状況でございますが、国家賠償等請求訴訟が3件、それから棄却処分の取り消し及び認定義務づけを求める訴訟等の3件、いわゆる行政事件訴訟3件、合わせて6件につきまして訴訟が提起されておきまして、県の処分の正当性などにつきまして、今後も主張、立証を行っていくということにしております。

なお、現在係争中の裁判一覧につきましては、別紙4をつけておりますけれども、ここでは個別の説明の方は省略をさせていただきますので、ごらんになっていただければと思います。

以上でございます。

○西岡勝成委員長 次に、園田環境政策課長。

○園田環境政策課長 環境政策課でございます。座ったまま説明させていただきます。

チッソ株式会社の平成20年度決算の概要につきまして御説明いたします。

本年5月14日にチッソの平成20年度決算が発表されました。経常利益額につきましては、世界的金融危機の影響により、前年から減少いたしました。抜本策における目標額53.2億円を上回る約77億円が確保されております。

平成21年度につきましては、90億円の経常利益が予想されております。

次のページをごらんいただきたいと思っております。

チッソの決算確定に伴いまして、本年度の金融支援措置の額が、6月5日に開催されました支援連絡協議会幹事会におきまして確認されておりますので、御説明いたします。

参考1、参考2と詳しい説明資料を添付しておりますが、ポイントのみ説明させていただきます。

まず、参考2の右側の表をごらんいただきたいと思っております。

今回のチッソの経常利益の配分図でございます。連絡会議で申し合わせたルールに基づき、患者補償費、租税公課、無利子化相当額、内部留保を除きました本年度のチッソからの公的債務の返済額は23.2億円となります。

続きまして、参考1をごらんいただきたいと思っております。

金融支援措置の仕組みを図にしたものでございますが、ただいま申し上げました返済額23.2億円が図の⑥に当たります。

一方、本年度のヘドロ立替債と患者県債の償還額が、左側の波線で囲った部分、(ア)の77億円でございます。この差額54.6億円に対しまして、抜本支援策により、8割を国庫補助金、2割を特別県債で手当てすることとさ

れております。その額が、それぞれ⑦の43.7億円と⑧の10.9億円となります。

なお、この特別県債につきましては、元利償還金につきましては、100%交付税措置をされております。

以上でございます。

○西岡勝成委員長 以上で執行部の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

何かございますか。

○大西一史委員 きのう正副委員長とそれから各会派代表ということで、一緒に国の方、与野党それぞれ要望をしたわけでありましてけれども、県議会の早期救済を求めるこの決議というのは、非常に皆さん重いものだとということで国の方でも受け取っていただいているようでありますから、今与野党協議がまだ続いている中で、余りその内容について、この法案の内容についてはある程度与野党協議の中で、もう私たちは任せざるを得ないというか、これ以上ここで議論したってそれが反映されるわけじゃないので、その内容については、私もこれ以上は言わないというふうに思っていますが、ただし、けさのいろいろ報道なんかを見てますと、それぞれちょっと各社論調が若干違うんですが、本当に今の状態でこの与野党協議でうまくいくことを私たちはそれは望んでいますけれども、仮にこれがうまくいかない場合、余りこういう話はしたくないんですけども、もしこの法案が今国会中に成立しないような状況になった場合に、私たちはどういう事態を想定しとかなきゃいかぬのか、どういうマイナス事項を県として考えなきゃいかぬのかということは、やっぱりもう今ぎりぎりの状態ですけれども、ある程度考えなきゃいかぬのかというふうに思いますが、その辺は部長どういうふうに思っておられますか。ちょっと難しい質問ですけれ

ども。

○駒崎環境生活部長 これまでも報道の方からは、それに類した質問を受けたことがありまして、今そういうことを考える、不吉なことを考えるときでなく前に向けて頑張るときだというふうにお答えしておりましたが、大西委員からお話がありましたように、非常にもう山場といいますか、分岐点に差ししかかっておりますので、今の御質問についてもある程度お答えをしたいと思えます。

県としてどういう困難な事態に逢着するか、直面するかということでございますけれども、難しゅうございますけれども、仮に3つほどに分けてお話し申し上げますと、1つは、何をいいましても、被害者の方の早期救済の道が全く思いつかないということになってしまいます。

平成18年に政治救済を求めて県が動きました。県議会からも御支援を得て一緒に活動しましたがけれども、その際は、現在ある公健法による認定という行政認定と裁判の判決による救済という司法の救済、この2つの道しかありませんので、もっと迅速に大量の方々の希望にこたえて解決する道として、平成7年の政治解決を手本として政治解決を求めたというものでございます。

それが実現しないとなりますと、また公健法上の認定と裁判という場に戻るわけでございますけれども、公健法上の認定につきましては、平成16年の最高裁判決以降、環境省が昭和52年に出された判断条件、いわゆる認定基準と言ってありますが、これを変えないと言っておりますので、52年判断条件で審査するとなると、検診とか疫学調査とかに時間がかかることとあわせまして、判断条件に合致する症例の方が果たしてどれだけいらっしゃるだろうかと。時間をかけて、たくさんの手間をかけまして審査会を開いて審査をしたとして、認定相当という答申はそう多くはない

んではないかと。決して予断を持っているわけではございませんけれども、平成16年以前から認定の該当率みたいなものを考えますと、相当これは、時間がかかる割には多くの被害者の方々にとっては救済になりがたいのではないかという懸念を持っております。

裁判につきましても、これは最高裁が認定基準よりも緩やかな基準で認めたと言われておりますが、これはあくまでも一人一人の患者さんの病状を見て結論を出したことでございますので、裁判となりますと、原告、被告に分かれまして、あらゆる法的な攻撃、防御を尽くしまして争っていきますので、簡単なことではございません。

しかも、一つの基準ができたからそれでもうベルトコンベヤーで、流れ作業で判決を出すということはありませんので、一人一人の方、Aさんがどういう症状か、Bさんはどういう症状か、それらは水俣病と言えるかどうか、水銀中毒と言えるかどうかを判断していきますので、相当な年月がかかるだろうと思えます。認定申請中の方、あるいは裁判中の方でも亡くなっている方が出始めておりますので、そうしたことがまた延々と続くのではないかという事態を懸念するものであります。

政治救済は、救済を希望する方とそれから救済をするチツソなど関係機関が、お互いが譲歩し合って、ある程度の線で納得し合うという広い意味での和解でありますけれども、裁判の場では、そうしたことは安易にできませんので、一人一人の原告の方についてとことん裁判をやっていくということ、それを何千件と繰り返していくということになりますので、非常に大変な事態になるのではないかと懸念をいたしております。

2つ目は、認定審査会の問題でございます。認定審査会の先生方、これは全く、お医者さんといえども、県が命令すれば認定審査会の委員にならなければならないという義務

はございません。全く、現在委員についていただいている医師の方々が、いわばボランティア精神で、ごくわずかな、県の条例で定めるわずかな報酬で委員を引き受けて何時間も拘束されながら認定審査されているんですが、そういう拘束とか、そうした事柄が問題ではなくて、委員の先生方については、医学的見地から自信を持って結論を出しても、裁判所に行けば別の判断が出るということについては非常にむなしさを感じておられますので、現在のまま新たな政治救済という形で多くの方が救われた後、本当に最後まで認定申請の道を選ぶ方については審査をすべきだけれども、それ以外の方については、迅速な救済、あるいは認定基準に達しない方でも何らかの救済というのが望ましいというふうにお考えですので、認定審査会自体がまた全面的にとまってしまわないかという懸念を持っております。

3番目に、これは蛇足であるかもしれませんが、委員の先生方もそうかと思いますが、私どもも東京に何回か活動に行くたびに感じますのは、熊本にとりまして水俣病は非常に大きな問題でありますし、現在の課題であります。決して過去の問題ではありませんけれども、東京に参りますと、テレビのニュースにも新聞にもほとんど載っておりません。非常に水俣病問題の解決に関する意識が希薄でございますけれども、ここに来て、ようやく国会の場で水俣病問題が議論されるということになったわけですが、それが流れてしましますと、水俣病問題は取り組んでも成果が上がらないというふうな空気になってしまって、さらに一層意識が希薄化して、水俣病問題に取り組もうという国会やあるいは中央官庁の熱意がさめてしまって、水俣病問題も風化してしまうのではないかと、そういった懸念も持っております。

大西委員からの急な御質問でしたので、うまく話せませんでしたけれども、3点に、思

いつくままに申し上げると、そういった大きな懸念があるのではないかと、そういうふう感じております。

○大西一史委員 今3点、このタイミングでちょっと答えにくかったのかもしれませんが、やはりそうしたことを、今答弁聞いてますと、私もいろいろ想像はしてみるんですが、やはりこれでこの早期救済のこの法案が成立しなければ、もうとんでもないことになるということは、これはもう明らかであります。だから、とにかくそういうことできのう一生懸命言ったわけですけども、この委員会でも、改めてやはりもうそういった重みを踏まえて国の方で決断していただけるように、また、委員長、副委員長、またそれぞれ御迷惑かけますが、いろいろなルートを通じて、またきょうは民主党の鎌田先生もお見えでございますけれども、一緒になって、ぜひ合意に達するようにお願いをしたいというふうに思っております。

○鎌田聡委員 今早期救済策ができなければという話がありました。これは、そういうことを懸念して我々議会も、これはもう急いでという話してきたんで、そういうことはもう十分わかっている話ですけども、あと、そういうことにならないように、山場とおっしゃられましたけれども、山場に向けて対応していかなければならないという話ございました。

県として、いつの時点が山場と考えているのか、その部分、山場に向けて今後どのようなアクション打っていくのかということをお話ししていただきたいと思います。

○駒崎環境生活部長 難しい質問でございます。今国会の会期が一応来月の28日だったかと思いますが、今回上京して感じましたのは、多くの方は、そこまで国会が開かれていると

は思っておられないような空気でございますした。やはり大型の補正予算も通り、関連法案も通りということで、国会で残されている課題が少なくなっているという状況もありますので、いつ国会が終わってしまうかもわからないという中では、本当にこの今週、来週が山場ではないかというふうに思っております。

今国会で成立しませんが、また9月には衆議院が任期満了になりますので、いずれにしろ選挙がございますので、継続審議ということはありませんので、また一から出直しということになります。果たして一から出直しすることすらあるのかというふうな気持ちもいたしますので、ぜひ今国会中に何とか成立するようにと努力したいと思っております。

県議会からは、急な取り組みで、きのう、たまたま休会日であった日にちを利用して活動していただきましたので、この後どうするということはまだ具体的に考えておりませんが、本当に今週、来週という山場の中で、また、見通しが怪しい、あるいはどうなるかわからないというふうな状況になりましたら、また、知事初め副知事なども、活用すると言うと、私が活用するって変な言い方なんです。そういう方の活動などを行っていくのかなと思っておりますが、まだ具体的には手元に案はございませんので、済みません、以上でございます。

○前川収副委員長 鎌田先生の御指摘のとおりでありまして、この後山場に向けて、いつが山場で何をするのかというのは、本当に我々も当事者として問題意識を持って共有していかなくちゃならない課題だと思っております。もちろん執行部も頑張ってくださいのは当然であります。我々も、地元の県会議員として、もしくはそれぞれの会派もあるわけでありまして、会派がそれぞれの国会のいわゆる与野党という部分とのつながりというものも

ありながら、それをうまく全会一致という形を持ちながら、県議会としては共有できる部分をしっかり大事にして今日まで活動してきた。その基本的な姿というのはやっぱり崩すことなく、今後も、その意思をしっかりと形成し、国会議員の皆さん方を初めとした皆さんにお願いをして回るといったような形は、公式、非公式含めてお互いに頑張っていかなきゃならないというふうに思っていますが、1つだけ——協議はこれからまだ断続的に続けられると思いますから、与党案とそれから民主党案との2つの案があって、これが是非と、いい、悪いという話は別として、違いがあるという事実だけは——やっぱり違いがあるから一致されていないわけでありまして。

執行部の皆さん方に、どっちの案がいいとか悪いとかというのを求める気は毛頭ございません。これはやっぱり国会の中でしっかり議論をしていただいて、一致していただきたいというふうに願うだけでありますけれども、1つだけ、1カ所だけ違いとして確認をさせていただいておきたいのは、先ほど部長もおっしゃったんですけれども、今回の救済策がまとまらない場合はというお話があった部分と少し関連すると思っておりますけれども、救済の対象の中で、これは確認ですよ。我が党の当初案、それから修正案の中にも、認定申請者とそれから訴訟を提起している者などを救済措置の対象としないという部分があります。つまり、3段階で救済していくというお話があって、今回の救済策で通る人は、もう裁判もしないし認定申請もしないということが前提になって、これは平成7年のときもそうだったと思っておりますけれども、そういった形になってはいますが、民主党案の場合は、申請者も、今回の政治救済で救済されても裁判もそのままできます、それから認定申請もできるということですか、左記条項を削除と書いてある部分は、救済の対象という部分で。

○谷崎環境生活部次長 今、前川副委員長の方からお話がありました件、先ほど課長が説明したところでの救済の対象というところでございますが、今回、民主党の修正案の中で、認定申請及び訴訟の提起をしている者を救済措置の対象としないという自民党案、与党の案に対して、その条項を削除ということでございますので、要するに、認定申請をしている方も、それから訴訟の提起をされている方も救済の対象にするというお考えでございます。

そうすると、今私どもがやっているのは政治救済という一つの方法、救済の方法でございますが、そのほかに行政処分によって認定による救済というのが1つあります。それと裁判という救済の道がございますが、この3つの中の1つは今模索しているんですけども、ほかの2つとあわせて今回の政治救済というのを求められるということになりますので、そうすると少し——今回の政治救済により救済された方々が、あわせて裁判も引き続きやれる、あるいは認定申請を引き続きできるという形になりまして、救済の道を2つとってしまうという形になるかと思えます。それ、多少いかながなものかなという感じはしております。これは、平成7年のときも同じような形で、認定申請をされている方、それから裁判をされている方は、今回の政治救済の道というのは一応対象としないという形にはなっております。

○前川収副委員長 じゃあ平成7年当時とはもうそこは違うんですね、民主党案としては。わかりました。その確認だけで結構です。それはもう内容の是非については言わないということを行いましたので、結構ですから。

○西岡勝成委員長 今それぞれ御意見が出ました。きのうも与野党の協議があっておりますけれども、それぞれの案がまとまっており

ません。その段階で国対の中でいろいろ御議論いただくというところまで来たことは、やっぱり委員会が党派を超えて一致団結してほしいという、早期解決をお願いしているという一つの大きな訴えが届いたたまものだと思いますので、ここでいろいろな案の違いを余り指摘してもどうかと思いますので、ここはもう国対の方に任せて、今国会でぜひ成立をお願いしたいという気持ちで、委員会をきょうのところは閉じたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 じゃあそのようなことで、マスコミを通じて、また我々直接でもお電話なりともこのような気持ちを再度訴えていきたいと思えます。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中もなお継続審査する旨、会議規則第82条の規定に基づき、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 それでは、そのように取り計らいます。

そのほかございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 なければ、最後になりますが、陳情が1件提出されております。参考としてお手元に写しを配付いたしております。

以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

お疲れでございました。

午後2時12分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

水俣病対策特別委員会委員長